

平成 21 年度の法改正等

1 制度の改正

(1) 出産費・家族出産費の支給額引き上げ

組合員及び被扶養者に支給する出産費について、平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間の出産について、39 万円（改正前は 35 万円）※に引き上げられた。

※ 産科医療保障制度に加入している病院等での出産の場合には 3 万円を加算

(2) 出産費直接支払制度の創設

組合員及び被扶養者の出産費用について、組合員に代わり病院等からの請求に基づき直接支払う制度が創設された（平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間の出産）。

2 掛金率の改定

(1) 介護納付金に係る掛金率の改定

平成 21 年 4 月から、介護納付金（40 歳以上 65 歳未満の組合員が対象）に係る掛金率が次のとおり引き上げられた。

区 分	平成 21 年 3 月まで	平成 21 年 4 月から
給料に対する割合	1,000 分の 4.11	1,000 分の 4.48
期末手当等に対する割合	1,000 分の 3.29	1,000 分の 3.58

(2) 長期掛金率の改定

平成 21 年 9 月から、長期掛金率が次のとおり引き上げられた。

区 分	平成 21 年 8 月まで	平成 21 年 9 月から
給料に対する割合	1,000 分の 92.5	1,000 分の 94.7125
期末手当等に対する割合	1,000 分の 74.0	1,000 分の 75.7700

3 「公務員共済ねんきんのお知らせ」について

年金加入状況等の確認とともに、年金制度への理解を深めていただくため、平成 21 年 7 月 31 日から、掛金納付実績や年金見込額等について、書面による個人情報の提供を行なった。

なお、平成 22 年 4 月 12 日からは、インターネットによる年金個人情報の提供が開始されている。

4 静岡支部関係

(1) 短期給付金受取口座の拡充

短期給付システムの修正により、平成 21 年 12 月から「ゆうちょ銀行」を短期給付金受取口座として指定できることとした。

(2) 支部組織規程の一部改正（平成 21 年 4 月 1 日）

ア 「健康厚生班」を「厚生班」に改めた。

イ 「共済専門員」を「共済専門監」に改めた。